

全国建設業協会における取組

1. 全建の考え方について

建設業の担い手確保のためには、適正な労務費が賃金として技能者に支払われることが重要であるとの認識であることから、全建としては、各都道府県建設業協会とともに会員企業における適正な労務費の行渡りを図るべく必要な取組を推進します。

一方、各都道府県建設業協会の会員企業は約 1 万 9 千社であり、約 50 万社ある建設業者全体のごく一部であるため、各協会が G メンを補完する役割を担うことに効果は見込めないと考えます。

さらに、各協会の体制は均一ではなく、直接、建設企業と接触しない連合会的な役割の地方協会もあり、体制的にも補完する役割を担うには脆弱なところが多いため、G メンを補完する役割を担うことは困難であると考えます。

そのため、G メンを補完する組織を国交省から外部委託する、または建設業者全体を指導できる第三者機関の設立を検討していただきたいと考えます。

2. 関連文書・取組の通知について

国土交通省等から周知依頼のあった文書や、本ワーキンググループを通じて決まった取組事項について、会員企業に周知してもらうよう各都道府県建設業協会に対し、速やかに通知します。

3. 労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画の徹底について

全建では、昨年作成した『労務費の価格転嫁のための自主行動計画』に基づき、民間工事を含め、下請企業への適切な労務費の支払いや発注者への労務費の価格転嫁について周知するとともに、引き続き推進して参ります。

4. 相談対応窓口の設定

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する相談窓口（労働関係法令相談室）を全国建設業協会内に設置しています。

この相談窓口を発展的改組し、価格転嫁や適正な労務費の行渡りに関する相談を総合的に受け付けるとともに、ダンピング等の相談があった場合には、関係機関へ連絡します。

5. 定期的な状況の把握

全建が毎年、実施している会員企業へのアンケートにおいて、労務費の行渡りに関する項目を設けて、状況把握に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に対して情報提供を行うとともに、関係機関に対し必要な提言・要望を行います。

以 上